

# 金山町体育協会表彰規程内規

## 1. 功労賞

- (1) 金山町体育協会の会長・副会長等の要職に6年以上（通算も認める）在職し、職を辞した者。
- (2) 本加盟団体の会長・副会長等の要職に10年以上（通算も認める）在職し、スポーツの普及振興に貢献し、職を辞した者。
- (3) 町のスポーツ振興に特に貢献のあった者。

## 2. 殊勲賞

- (1) 対象となる大会については以下のとおりとする。
  - ① 県大会：全国大会・東北大会の県予選会及び県大会  
（全県的な規模の大会であっても、上位大会への予選を兼ねないものは除外）
  - ② 東北大会：全国大会への予選となる大会・県予選で権利を得て参加する大会
  - ③ 全国大会：国民体育大会・全日本選手権・全日本学生選手権・全国高等学校選手権  
全国中学校体育大会等、文部科学省又は（財）日本体育協会（加盟競技団体を含む）などの公的機関が主催・共催・後援するなどその大会が公的性格を有し、且つ全国規模の大会であると認められる大会。
- (2) 入賞とは、東北大会3位以内・全国大会6位以内とする。
- (3) 原則として、小学生は表彰しない。
- (4) 団体（チーム）として対象となる場合は、団体（チーム）を表彰し（賞状は各個人に授与する）、団体（チーム）の一員として対象となる場合は、個人として表彰する。
- (5) 団体競技については、補欠（控え）選手も表彰該当とする。
- (6) 原則として、町内に住所を有しているものに限る。（学生については、この限りではない）

## 3. 感謝状

- (1) 功労賞・殊勲賞該当者以外の者で、特に功績があったと認められる者は上記に関わらず理事会又は加盟団体の推薦により表彰することができる。

## 4. 特別表彰

- (1) 特に優れた功績があり、功労、殊勲、感謝にあたり理事会より承認を得た者は特別表彰することができる。

## 5. 受賞回数

- (1) 殊勲賞を除き原則1回の受賞とするが、新たな事由により表彰規程に該当する場合は重賞することができる。

## 付 則

- 1 この規程は、平成18年3月6日から施行し、平成17年度表彰分から適用する。
- 2 この規程は、平成29年3月15日から施行し、平成28年度表彰分から適用する。